

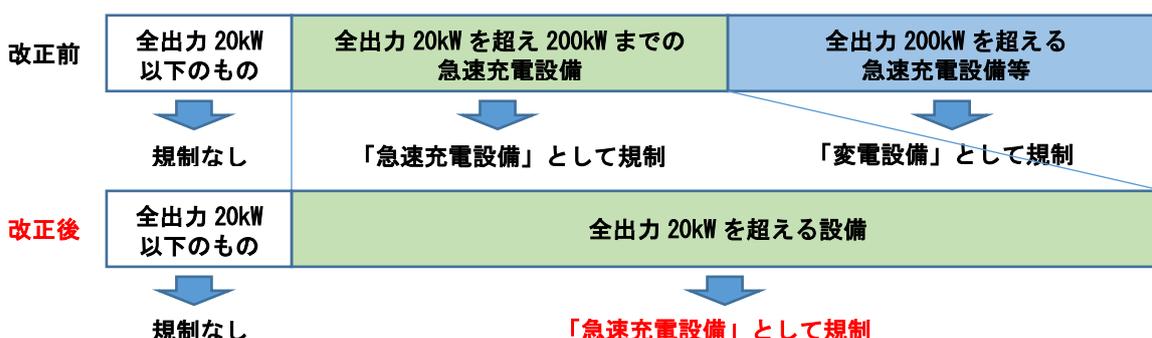
# 鹿島地方事務組合火災予防条例を改正しました (令和5年度)

## 主な改正内容

### 1 急速充電設備に関する規定の見直し (条例第11条の2)

施行日：令和5年10月1日

- ◆ 急速充電設備は、従来 200 kW 以下とし、それを超えるものは「変電設備」として規制していましたが、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることや、全出力が 200 kW を超えることによる新たな火災危険性が確認されなかったことから、規制対象の上限を撤廃しました。
- ◆ 改正により届出対象（全出力 50kW を超える）に変更はありませんが、全出力 200kW を超えるものは変電設備としての届出ではなく、急速充電設備として届出が必要となります。
- ◆ 急速充電設備の充電対象を、自動車や原動機付き自転車のほか、新たに船舶と航空機を追加しました。
- ◆ 急速充電設備は、コネクタを用いて充電するものであることとし、充電設備本体（変圧機能を有するもの）及び充電ポスト（コネクタ等を収納する設備で変圧機能を有しないもの）で構成されるものを分離型の急速充電設備として規定しました。



### 2 蓄電池設備に係る基準の見直し (条例第13条)

施行日：令和6年1月1日

- ◆ 蓄電池設備の規制は、4,800Ah・セル以上のものを対象としていましたが、規制単位を kWh (キロワット時) へ改め、規制対象を 10kWh を超えるものとししました。ただし、10kWh を超えるものであっても、一定の出火防止対策が講じられた日本産業規格等に適合するものは規制の対象から除きました。
- ◆ 届出対象を蓄電池容量 20 kWh を超えるものとししました。

### 3 喫煙等に関する規定の見直し（条例第23条）

施行日：公布の日（令和5年6月5日）

- ◆ 喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、条例上の「喫煙所」の標識を設置しなくてもよいこととしました。
- ◆ 喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号（禁煙、火気厳禁を含む）は、日本産業規格及び国際標準化機構に適合した標識を設置することとしました。

### 4 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直し（条例別表第3）

施行日：令和6年1月1日

- ◆ これまで、炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が規定されていなかったため、「上記に分類されないもの」欄に定めている離隔距離が適用されていましたが、対象火気省令に新たに炭火焼き器等の固体燃料を使用した厨房設備の離隔距離が示されたため、条例の離隔距離の欄の追加を行いました。

別表第3（抜粋）

種類				離隔距離 (cm)						
				入力	上方	側方	前方	後方	備考	
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

（お問い合わせ先）

鹿島地方事務組合消防本部

大野消防署：0299-69-0119

鹿嶋消防署：0299-82-0119

鹿島港消防署：0299-92-0119

神栖消防署：0299-97-3618

波崎消防署：0479-44-0119